

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	第 2 回木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	平成 20 年 1 月 18 日 (金) 午後 2 時から午後 4 時 15 分	場 所	本庁第 2 会議室
出 席 者	委 員	澤井委員 (会長)、新川委員 (副会長)、西委員、前川委員、 山岡委員、山口委員、天野委員、河口委員、福本委員	
	その他出席者	田中市長公室長、植山課長補佐 (財政課)	
	庶 務	大西課長、中島課長補佐、前川係長、岡田主事	
傍 聴 者	5 名		
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 会議録署名委員の指名</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 木津川市行財政改革大綱 (中間案) について</p> <p>(2) 木津川市行財政改革推進計画 (中間案) について</p> <p>(3) その他</p> <p>①次回委員会の開催日程について</p> <p>5 閉会</p>		
会 議 結 果 要 旨	<p>◇中間案のパブリックコメントを実施する前に十分な審議時間を設けるため、2 月の中旬までに第 3 回委員会を開催することを全会一致で確認した。</p> <p>◇会議録署名委員に「前川委員」を選出した。</p> <p>◇『木津川市行財政改革大綱 (中間案)』並びに『木津川市行財政改革推進計画 (中間案)』について、事務局から説明を受けて協議を行った。</p> <p>なお、各委員の主な意見・提案は会議経過要旨のとおり。</p> <p>◇行財政改革大綱及び推進計画の策定スケジュールに基づき、今回の第 2 回及び次回第 3 回でパブリックコメントを実施する中間案を協議決定する。この 2 度の委員会における協議結果 (各委員からの意見・提案) を反映させた『中間案』をもってパブリックコメント (平成 20 年 2 月 25 日から 3 月 24 日まで) を実施することを確認した。</p>		

	<p>◇次回委員会の開催日程について調整を行い、第3回委員会を「平成20年2月12日(火)」に開催することを決定した。</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>◎議事(1) 木津川市行財政改革大綱(中間案)について</p> <p>『木津川市行財政改革大綱(中間案)』について事務局から説明を受け、協議を行った。各委員から発言のあった意見・提案は次のとおり。</p> <p>【◇は質問、◆は意見・提案、⇒は説明・回答を表す】</p> <p>◇総論として賛成できる中間案ではあるが、各論部分の議論や具体的な記述はどうするのか。中でも、指定管理の積極的導入や臨時職員の任用実態や必要性、「ごみの回収方法の見直し」による経費節減策など、それぞれの事務事業での具体的な取り組み等は大綱に記述しないのか。</p> <p>⇒行財政改革関連計画の体系(資料1:P4)として「行財政改革大綱と推進計画」を大きな柱として策定する。例えるなら大綱は「収納ボックス」のようなもの。その中のいくつかの「棚」として行財政改革大綱に列記する「重点項目」を置き、次にその棚に「引き出し」として「推進計画」を設けることになる。そして、それらの引き出しに収める「様々な品物」が各論とも言うべき個別具体的な「行動計画(アクションプログラム)・各種方針・各種計画」である。大綱や推進計画は、各論部分を抽出した重点項目を掲げ、今後の具体的な行動計画の指針となる基本理念や基本的な考え方を示すものであり、多くの部分を網羅する計画として策定する。</p> <p>⇒子育て支援課は「市の主要施策である子育て支援」を一元的に担当する部署であり、「保育園や放課後児童クラブ」を所管することから「早朝や延長保育・放課後児童クラブに従事する臨時職員等」の総数が150人を超えるという数値となっている。</p> <p>⇒指定管理制度は、公の施設を指定管理者にあらかじめ定めた権限を与えて管理運営などの業務を行わせること。期待すべきことは「直営より安価で充実したサービスの提供」である。安ければ良いとして指定管理制度を取り入れることは本来の趣旨とは合致していない。重要な視点であるが慎重に検討すべきである。</p> <p>◇企画課と担当課に温度差があつては大綱や推進計画、今後の行動計画の実現に支障となる場合がある。具体的計画との整合等について、担当課との協議はどのように行われたのか。例えば、ごみ問題については、その重点を「ごみの減量化・</p>

処分経費の削減・環境への配慮」等の中の部分に置くかによって具体策が変わることになる。

⇒企画課で作成した「素案」を提示し、全ての課等に意見照会した結果に基づき「中間案」とした。行政が考える計画には「行政ゆえの限界」もある。各委員には中間案に直接関係のあるものに加え、担当課が策定する「行動計画」の参考となる意見を行政の常識では無く、それぞれの立場での提案をいただきたい。

◆3ページ「視点1 合併団体としての視点」の部分に、旧来の合併の弊害といわれていた「地域格差、周辺地域の衰退」の指摘について、例えば木津川市で採用している地域審議会のあり方等の『地域コミュニティ』の視点から地域活性化への取組みについても追加記述されたい。

⇒地域審議会は合併後の5年間に限って合併協議決定により設置している。これまでに加茂、山城の地域審議会がそれぞれ2回ずつ開催され、総合計画などの各種計画案について今後協議される予定である。地域力の強化は市民協働の意味からも重要な要素であり記述を追加する。

◆5ページ「1 協働による「共生の市政」の推進、②公正の確保と透明性の向上」の部分に、議論の積み重ね、情報の共有が不可欠であることから、一步踏み込んで『各審議会や委員会の会議の公開、会議録の公表』などの情報公開のあり方について追加記述されたい。

⇒総合計画や行財政改革、地域審議会は原則公開、会議要旨の作成を実施しているが、他の各種審議会や委員会の公開や会議録の作成については、各委員会の判断に任せているのが実情。記述を加える。

◆6ページ「2 行政体制の再構築」に、行政職員の公益通報・法令遵守・職務執行（口利き禁止条例等）に関連する『コンプライアンス改革』を追加記述されたい。

◆公務員倫理やコンプライアンスの問題については市民の関心も高く、「行政の常識の打破」が不可欠。行政や行政職員への市民の不安・誤解の解消にも繋がるため特に項目として掲げられたい。

⇒いわゆる口利き禁止条例等については、「要望事項の対応経過」などの記録を残す点からも重要であり、慎重に検討する課題であると理解している。

◆6ページ「2 行政体制の再構築」に、合併推進債の活用方法、施行管理、過

剰利用の抑制の観点から『借入金と公債費の適正管理』を項目として追加されたい。

⇒借入金と公債費に関しては、新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、財政指標の考え方について財務諸表の整備など公営企業会計との連結決算が求められるなど自治体の財政運営について、これまで以上に重要なポイントとなることから是非加えたい。なお、合併推進債は、旧法の合併特例債に比べて使途が「合併の効果に資する施策、必要な事業への充当」などに限定されたことから、木津川市では、新庁舎建設・本庁舎周辺のシビックゾーンの整備・支所庁舎の改修事業に限って活用している。

◆ 8 ページ「3 事務事業の再編・整理、①事務事業の見直し」部分に、見直しや削減の「スクラップ」の議論以外に、「コスト意識に限らず行政が担わなければならない役割＝ビルド的要素」を示す表現を加えられたい。

⇒追加する。

◆ 9 ページ「4 公共施設の再構築、③維持管理手法の見直し」部分について、民間事業者に限らず「NPO」や「地域・自治会・住民団体などのコミュニティ組織」もその担い手として位置づけられたい。また、大綱の全体を通じて『コミュニティ施策』に関する記述が弱いので、市民協働の観点から積極的に取り組む姿勢を表明すべきである。

⇒行財政改革を進める上で、地域コミュニティの組織強化や市民との協働は不可欠な要素であり記述を追加する。

◆ 2 ページ「行政運営のイメージ図」は、3つの楕円の重なり合う部分が「何を意味しているのか」が分かりづらい。工夫されたい。

⇒図解の意図を明確に表現できるよう工夫する。

◆ 4 ページ「視点4 持続可能な財政運営としての視点」の部分は、『財政の健全化と効率化』の指標を明確に表現し、『健全な財政』が全ての前提として存在するという「主点」を強調されたい。

⇒ご指摘のとおりであり、表現にメリハリを持たせる。

◆ 3 ページで追加することとなる『地域コミュニティ・市民協働』の表現を5ページの「1 協働による「共生の市政」の推進」の部分にも反映させ、一貫した考え方の下、整合を図られたい。

⇒行財政改革大綱・推進計画を通じて、行政と市民の対等な協働の推進の視点を加える。

◆10ページ「5 財政システムの再構築」の記述については、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の観点も加えられたい。例えば、一般会計はもとより、特別会計、公営企業会計のそれぞれの独立性を重んじ、各会計ごとの運営の健全化、節度ある運用について記述を加えられたい。

また、広域連合組織や一部事務組合に対する「負担金や分担金」についても、適正かつ公平なものか、それぞれの事業内容や費用対効果の評価を実施することが重要となるため、表現を工夫されたい。国や府に対するアピールとしても有効と考える。

⇒新たな『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』では、財政指標の考え方が変わったり、財務4表の作成が義務付けられるなど、一般会計・特別会計に公営企業会計を合わせた自治体全体としての連結決算を行うことになった。木津川市では平成20年度予算から「特別会計・公営企業会計」についても予算編成や運営のチェック等について「政策会議」で議論・決定することとした。

◆10ページ「5 財政システムの再構築」では、歳入に対して「入札・契約・未利用土地」などの項目を歳出として取り上げているが、市民にわかりやすい大綱とするため、歳入の対となる項目として「歳出の適正化」という項目を追加されたい。また、将来負担比率という指標から「土地開発公社の健全運営」、時価と簿価の差を整理するという指摘も加えられたい。

⇒「未利用、低利用資産」という表現には、土地開発公社に先行取得させている土地を含めた意図ではあるが、具体的に表現する。

◆総務省が設置した「公会計改革研究会」では、平成21年秋までに「財務4表」を全ての自治体で作成し、『連結貸借対照表』に進む方針が示された。木津川市でもいち早く取組んではどうか。

⇒既に、平成19年度において既に京都府内全市町村で勉強会を6回開催し、平成19年度決算においては「バランスシートを導入」し、市民向けにわかりやすい形で公表する方針である。さらに、平成20年度決算をベースに「総務省方式モデル」を施行する予定としている。

◆市の財政状況（財務諸表やバランスシート）を公表する場合は、わかりやすい

工夫はもちろん、市独自の指標も合わせて公表する工夫もされたい。
⇒十分に配慮する。

◎議事（２）木津川市行財政改革推進計画（中間案）について

『木津川市行財政改革推進計画（中間案）』について、事務局から説明を受け、協議を行った。各委員から発言のあった意見・提案は次のとおり。

【◇は質問、◆は意見・提案、⇒は説明・回答を表す】

◆ 1 ページ「3 推進計画の進行管理」の表現を、具体的なスケジュールを含めた記述とされたい。

⇒具体的スケジュール的な表現を含め修正する。また、行政としての行財政改革の推進体制については、市長を筆頭とする「政策会議」を「行財政改革推進本部」と位置づける。

◆ 2・3 ページの「4 重点改革項目、（１）協働による「共生の市政」の推進」が 16 項目設定されているが、「市民参加条例の制定」と『協働推進体制の確立＝行政としての協働の定義・進め方の心得』、『コミュニティ施策の検討』の 3 項目を新に項目として追加されたい。

⇒主管課と整理したうえで項目に加える。

◆ 2 ページからの「4 重点改革項目」の表中に『関係課』と表現されているが、行財政改革を「意識改革・行動改革」と位置づける観点から、推進計画（重点改革項目）を実現するうえで、市民・職員・行政にとってより意味のあるものとするために、組織上の横の連携（互いの評価や相互提案）を強化し、組織横断的で機能的な仕組（システム）づくりも重要である。

⇒自治体としての取組みであることを意識し、行政内部においては連携と相互補完などのチェック機能の確立にも取組みたい。

◆ 2 ページの表中の「4 ごみゼロ運動の推進」と、7 ページの「3 ごみ収集有料化の検討」は、ごみ袋の有料化が最も効果的であるような考えを基に重点改革項目に掲げられているが、ポイントは減量化にしても財源確保にしても「再資源化」にあると考えている。市民の視点での検討も行われたい。

⇒主管課に確認したい。

◆ 4 ページ「（２）行政体制の再構築」について、大綱との整合性の点で『職員

	<p>の人事評価・勤務評価の実施』という項目を追加されたい。</p> <p>⇒指摘の項目が欠落しているため追加修正する。</p> <p>◆7ページの表中、「7 電子入札制度導入の研究」の次に、「入札制度改革」を新項目として追加されたい。</p> <p>⇒追加する。</p> <p>◆列記されている重点改革項目に、実行の必要度に応じた「優先順位」をつけるべきではないか。</p> <p>⇒全て実施すべき重点項目としており、それぞれの主管課において判断・決定することになるが、特に最優先課題として取組むべき課題についても提案をお願いしたい。</p> <p>◎議事（3）次回委員会の開催日程について</p> <p>◆次回（第3回）委員会を平成20年2月12日（火）の午後1時から開催する。</p> <p>※以下のことを確認し、第2回委員会を閉会した。</p> <p>①次回の第3回委員会において引き続き「木津川市行財政改革大綱（中間案）並びに木津川市行財政改革推進計画（中間案）」について協議する。</p> <p>②今回の第2回委員会の協議結果並びに次回の第3回委員会における協議結果に基づき、パブリックコメントを実施する中間案を確定する。</p> <p>③木津川市行財政改革推進委員会で内容を確認した中間案を行政内部の「政策会議」に事務局から報告を行う。</p> <p>④本日の第2回委員会における提案等を反映し、修正した『中間（案）』を次回委員会までに、各委員に送付する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>特になし</p>